

### 下北地域県民局県税部からのお知らせ ～不動産取得税（県税）の制度について～

不動産取得税とは、家屋を新築・増改築したとき、または土地や家屋を売買・交換・贈与などで取得したときに一度だけ課税され、その取得者に納めていただく県の税金です（相続による取得などには課税されません）。

◇税額の計算方法（平成20年4月1日から平成24年3月31日までの取得の場合）

不動産の価格（課税標準額）×税率（土地および住宅は3%、住宅以外の家屋は4%）

◇不動産の価格（課税標準額）とは

- ・不動産の価格とは、実際の買入れ価格や建築工事費などの価格ではなく、原則として不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。ただし、平成24年3月31日までに宅地評価土地を取得した場合は、課税標準額を固定資産課税台帳価格の1/2とする特例措置が講じられています。
- ・家屋を新築した場合など、価格が登録されていないときは、一定の基準により評価した価格が課税標準額となります。

◇納める方法は

下北地域県民局県税部から送付される「不動産取得税納税通知書」により、納期限までに銀行などの金融機関または県税窓口で納めていただきます。

詳しくは『下北地域県民局県税部』（☎22-8581 内線208）までお問い合わせください。

### 米のトレーサビリティ制度が始まります

トレーサビリティとは米及びその加工品の移動を追跡するための仕組みであり、米穀事業者は入出荷の記録（平成22年10月から）と産地情報の伝達（平成23年7月から）が義務づけられます。

農業者を含めて販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての皆さんが対象であり、対象品目は米穀（玄米、精米等）のほか、米粉、米菓生地、米こうじ等の中間原材料、弁当、おにぎり等の米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりんです。

記録については、取引の伝票等に記録事項（品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、用途限定米穀はその用途）が記載されていればそれを保存することで記録・保存の義務が果たされます。

**生産者** 出荷記録  
**卸売業者** 入荷記録  
**小売業者 外食店** 出荷記録  
**消費者** 産地情報伝達

トレーサビリティ  
平成22年10月1日より  
問題が発生した場合の  
流通ルートの速やかな特定と回収

産地情報伝達  
平成23年7月1日より  
産地情報を  
一般消費者にまで伝達

**(例) 納品書(控) 売上**

お客様コード00000000  
〒0000-0000  
東京都0000  
△△-□□

受注日00年00月00日 品名00年00月00日  
品名00年00月00日  
納品先

地産地消 000000 種

TEL:00000000 FAX:00000000  
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	A000000	〇〇産米(こし) 10kg	4	2000	XXXXX
2	B000000	〇〇産米(中粒) 5kg	10	2000	XXXXX
3	C000000	〇〇産米(中粒) AM	5	1000	XXXXX
4	D000000	〇〇産米(中粒) M	10	1000	XXXXX
5	E000000	〇〇産米(中粒) LL	20	1000	XXXXX

計 40.00

〇〇〇〇株式会社 △△支社  
〒0000-0000  
東京都0000  
TEL: 03-0000-0000  
FAX: 03-0000-0000

※ 平成23年7月1日より前に、  
① 国内で生産されたものにつ  
いては、生産者から記録し  
たもの  
② 輸入されたものについては、  
国内農業者等に譲渡した  
もの  
については、対象外です。

取引先の名前又は氏名  
年月日:搬入・搬出した日  
(困難な場合は、受発注日等  
でも可)  
搬出入した場所  
(取引先住所と異なる場合に  
記載)  
数量:取引において通常  
用いている単位  
品名:取引において通常  
用いている名称  
※※  
産地:「国産」「〇〇国産」  
「〇〇県産」と記載

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」  
以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期  
待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の  
事業者名が取引先の名前、氏  
名となります。

※詳細については、青森農政事務所計画課（青森市本町2-10-4、☎017-775-2155）までお問い合わせください。